
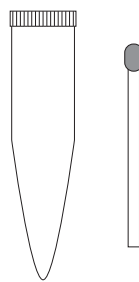



麻疹・風疹（5類感染症）を疑う患者さんが受診したら

平成30年1月から風疹に関する特定感染症予防指針が改定され、従来からの**麻疹**に加え**風疹**も医師の診断後「**直ちに届け出る**」こととなり（従来は7日以内）なおかつ「都道府県は、医師から検体が提出された場合は衛生研究所において、**原則として全例にウイルス遺伝子検査等を実施する**」ことになりました。

麻疹・風疹（注1）を疑う患者さんが受診したら、直ちに健康福祉事務所（保健所）に連絡が必要です。健康福祉事務所（保健所）は、衛生研究所において遺伝子検査等を行うための検体用の容器を持参し、当該医療機関で採取した検体を持ち帰ります。

もし、休日・夜間などの閉庁時間や立地的に健康福祉事務所からの迅速な回収が不可能な場合は、発熱で来院している患者さんへの負担軽減、確実な検査による診断精度向上や周囲への蔓延防止の観点から**医療機関で検体採取の上回収まで保存**してください。

	尿	咽頭ぬぐい	血液
容器		注2 	
種類	滅菌スピッツ	滅菌スピッツ・綿棒	EDTA入り
量	5~10ml	(保存液1~2ml)	2~5ml
保存	冷 蔵		
備考		VTM培地入り、無ければ生食またはPBSでも可。細菌輸送用培地入りは不可	ヘパリン入りは不可

↓

提出	健康福祉事務所（保健所）
----	---------------------

注1：届出に必要な臨床症状の3つ（①全身性の小紅斑や紅色丘疹②発熱③リンパ節腫脹）全てを満たすもの。

注2：咽頭ぬぐい採取後の綿棒は、先端を切断して滅菌スピッツ内の保存液に漬けて保管する。

上記の検体以外に、IgM抗体測定等**臨床診断上必要と判断した検査は別途各医療機関で実施**してください。